

広島県告示第六百六十一号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条第一項の規定によつて、平成十八年広島県告示第三百十四号（港湾法の規定による臨港地区内における分区の指定）で指定した備後圏都市計画尾道系崎港臨港地区内における分区の一部を次のように変更する。

なお、関係図書を広島県土木建築局港湾振興課及び広島県東部建設事務所三原支所管理課において縦覧に供する。

平成二十八年十一月七日

尾道系崎港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 変更前

| | | | | |
|------|-------|--|---|---------------|
| 工業港区 | 分区の種類 | 区 | 域 | 面積 (ヘクタール) |
| | | 三原市糸崎町、同市和田沖町、尾道市向島町字西谷沖、同市向島町字三ツ石、同市向島町字亀山、同市向島町字木曾新開、同市向島町字長谷、同市向島町字外新開、同市向島町字新富濱、同市山波町、同市東尾道、福山市南松永町三丁目及び同市南松永町四丁目それぞれの一部 | | 一五三・五 |

二 変更後

| | | | | |
|------|-------|--|---|---------------|
| 工業港区 | 分区の種類 | 区 | 域 | 面積 (ヘクタール) |
| | | 三原市糸崎町、同市和田沖町、尾道市向島町字西谷沖、同市向島町字三ツ石、同市向島町字亀山、同市向島町字木曾新開、同市向島町字長谷、同市向島町字外新開、同市向島町字新富濱、同市山波町、同市東尾道、福山市南松永町三丁目及び同市南松永町四丁目それぞれの一部 | | 一五三・四五 |